

受験者数はまた減少して26名、他方、平均点は7.2点に上昇しました。

- 01 男性名義の通帳とお届け印を持って現れた女性が払戻しを受けたが、預金者ではなく払戻しを受ける権限も有していなかった場合には、銀行は、必要な注意義務を果たしたうえで払戻したときであっても、~~真の預金者に対する預金払戻債務を免れない。~~

自称代理人の払戻請求についても、判例（最判昭37・8・21民集16巻9号1809頁・PII116）・通説は、478条の適用を認めています。

- 02 甲土地の賃借人Yが地主Aから甲土地の所有権を譲り受けたが移転登記を備えない間に、AがXに甲土地を二重に売ってXが移転登記を備えた場合において、Xが背信的悪意者に該当しないときには、XはYに対して、~~差物取去・土地明渡しを請求することができる。~~

判例（最判昭40・12・21民集19巻9号2221頁・PI243）は、いつたん混同によつて消滅したYの賃借権は、Xの所有権取得によつて、Xに対する関係では消滅しなかつたことになっていきます。そして、Yに地上建物の所有権の登記があれば、借地借家法10条により賃借権はXに対抗できますので、Xの請求は棄却されます。

- 03 抵当権付不動産の第三取得者は、~~この抵当権の被担保債権につき、抵当権者の同意を得た場合のみ弁済をすることができる。~~

抵当不動産の第三取得者は、抵当権の消滅により自らの所有権取得を安定させるという法律上の利害関係を有しますので、第三者弁済に債務者の同意を要しません。まして、抵当権者＝債権者の同意は必要ありません。

- 04 法定充当のルールによれば、~~弁済期が一番早く到来する債権（または到来したもの）に売当される。~~

法定充当の場合、弁済期にあるもの（同条同号）、債務者の弁済の利益が多いもの（同条2号）、弁済期が先に到来するもの（同条3号）の順に充当が決まり、2号と3号に該当する債務相互間では按分充当となります（同条4号）ので、弁済期が一番早く到来することを基準にするのは誤りです。

規定の細かいところまで認識するのは難しいですね。約4割の人が不正解で、多くの答案が本問を正しい文章としていました。

- 05 売買契約の代金債務は、特約がなければ、~~持参債務が原則であるから、履行場所は売主の住所地である。~~

484条後段はたしかに持参債務の原則を定めていますが、売買契約には574条の特則があり、引渡場所での代金支払が原則となりますので、特定物の場合その物の所在場所（多くの場合には売主の住所地でしょうが、そうとは限りません）が代金の支払場所となります。不特定物の場合には、484条後段で持参債務となり、574条で買主の住所地が代金支払場所になります。

本問では、「持参債務が原則であるから」という理由付けも不適切であるため、この部分を間違いだと言指していないものは不正解としました。判定がこのような少し厳しいので、約6割が不正解でした。

- 06 種類物の売主である債務者が債務の本旨に従った弁済の提供をしたとしても、債権者が受領を拒否すれば債権は消滅せず、~~債務者は、供託をしない限り、目的物の滅失についての給付危険を免れない。~~

弁済や供託がされないと債権は消滅しませんので、前段は正しいのですが、それでは受領を拒絶された債務者は、いつまでも危険を負うことになって不当な不利益を受けます。

そのため、種類債務の特定と弁済提供があったのに受領拒絶された場合には、受領遅滞として給付危険は債権者に移転するとされています。約3割の人が不正解で、多くの答案が本問を正しい文章としていました。

07 判例によれば、~~債権者に受領拒絶の意思が明確である場合であっても、供託をするには債務者はまず口頭の提供をしなければならない。~~

判例は、債権者が予め受領拒絶していても改めて口頭の提供をしなければ供託できないとしていますが（大判明40・5・20民録13輯579頁）、例外的な場合として、債務者が提供しても債権者が受領しないことが明確な場合には、口頭の提供を経ずに供託しても有効であるとしています（大判大11・10・25民集1巻616頁・P II 128）。

08 生命保険会社が保険契約者と称する者に契約者貸付け制度によって金銭を貸付けた場合において、金銭の貸付けを受けた者が実際には保険契約者でなかったときには、~~保険会社は、真の契約者に対して、相殺により保険金請求権が消滅したことを主張できない。~~

判例（最判平9・4・24民集51巻4号1991頁・P II 121）によると、このような場合にも478条の類推適用により契約者貸付けの段階で善意・無過失の保険会社は、後に貸付相手が保険契約者でなかったことを知っても、保険契約者に対する貸付であったかのように、相殺によりその範囲内で保険金請求権の消滅を主張することができます。

09 受領遅滞の効果には争いがあるが、受領遅滞により債務者が目的物保存義務の程度を軽減され、~~自己の財産におけるのと同じの注意の程度を尽くして保管すれば足りることは、一致して認められている。~~

前半はそのとおり。法定責任説・債務不履行説・折衷説などが対立しています。これに対して、受領遅滞による義務の軽減自体は争いなく認められています。義務の程度が低くなるという見解と、軽過失が免責される見解が対立しています。「目的物保存義務の程度を軽減され、」の部分も含めて誤りだとしても良いとしましたが、本問ではそうしたやや緩い判定にもかかわらず、約5割の人が不正解で、多くの答案が本問を正しい文章としていました。

⑩ 代物弁済は、債務の本来の目的物とは異なる物によって債務の弁済とする諾成契約と考えることが可能である。諾成契約説が現在は有力で、判例もそのような理解をしていると読めます。